

上田市が目指す地域内分権について ～ 地域内分権の確立に向けた第 4 ステージの展開～

上田市が目指す地域内分権

新生上田市のまちづくりの基本方針として取り組む地域内分権については、各ステージ（第 1 ステージ～第 4 ステージ）を設け、段階的に取組を進めています。

これまで、地域自治センター、地域協議会の設置やわがまち魅力アップ応援事業の創設、自治基本条例の制定など、第 3 ステージまでの取組を進め、平成 24 年度からは、最終の第 4 ステージを迎えています。

1 目 標 ... 「地域の個性や特性が生かされ 地域力が発揮されるまちづくり」

2 自治基本条例の基本理念

- ・主権者である市民の参加と協働による自治の推進
- ・地域の個性及び特性を尊重した地域内分権による地域の自治の推進

3 目標・理念の実現に向けた基本認識

地域内分権の目標理念は、身近な地域社会で地域住民が連携・協力し合って地域課題の解決や地域の個性・特性を生かしたまちづくりを進めることにより、地域の自立性や主体性、創造性を高め、自信と誇りを持って地域力が発揮される姿にあります。

一方、行政にあっては、地域課題を地域住民と共有し、共に考え解決していく体制を整えるとともに、住民参加と協働のまちづくりを進めることにより行政のスリム化をも目指すものです。

地域内分権を推進するためには、地域の権限と責任の下で使える地域予算の拡充とその用途を地域で決定できるシステムが必要です。そこで、地域自治センター裁量の拡充と合わせ、住民の裁量が及ぶシステムを構築していくことを第 4 ステージの目標とします。

地域内分権の最終形に向けては、地域自治センター長が主体的な「地域マネジメントの最前線」に立ったまとめ役と本庁との調整役を担う地域自治センター組織としていくこととします。

第4ステージの取組方針

1 第4ステージの主な取組

平成24年度からスタートした地域内分権の第4ステージでは、地域自らが、地域課題の解決や地域の個性・特性を生かしたまちづくりを進めていくための仕組みを構築する最終段階であり、その具体的な手段として、「住民自治組織の設置」と、その実現を支援する「地域担当職員の配置」、「地域予算の確立」を位置付けています。

2 第4ステージの開始年度

合併後7年目となった平成24年度は、第4期地域協議会のスタートに当たり、3期を限度とする任期規定によって地域協議会委員の大きな交替時期とも重なること、また、第一次上田市総合計画後期基本計画のスタートの年となったことから、これを節目と捉え、第4ステージ(第1ステップ)の開始年度と位置付けました。

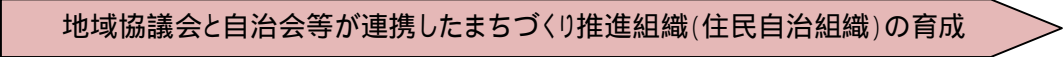
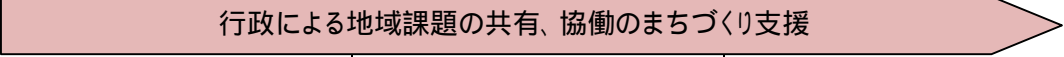
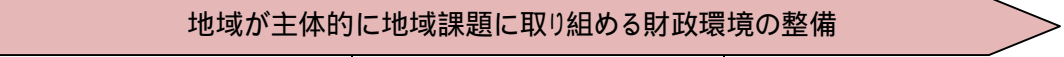
3 第4ステージの推進期間

「住民自治組織の設置」については、「新市将来構想」以来、住民主導の自治活動を発展させるための主要な手段に位置付けていますが、これまでその設置に向けた協議は具体化しておりません。

今後、この具体化に向けては、行政の押し付けではなく、何よりも住民の皆様が主体的に検討していただくことが重要ですので、地域における気運の醸成と、市の支援制度及び体制構築に向けた十分な検討・協議が必要と考えます。

このため、平成24年度から平成32年度までの9年間を推進期間とし、3年間ごとのステップ(第1ステップ～第3ステップ)を設け段階的に進めることとします。

4 第4ステージの取組内容
(別紙 資料)

	第1ステップ (H24~26)	第2ステップ (H27~29)	第3ステップ (H30~32)
住民自治組織の設置	<p>【検討・調整期】</p> <p>地域活動の受け皿、まちづくり補助・支援制度のあり方検討</p> <p>・地域協議会と地域の自治会、各種団体との情報交換や課題解決方策等の検討の場(仮称「地域経営会議」)の設置</p> <p>・組織化に係る住民意向の把握・調整</p>	<p>【設立準備期】</p> <p>住民自治組織の設立準備</p> <p>・分野別団体の組織化準備実施</p> <p>・自治会地区連と諸団体の緩やかな連携</p>	<p>【設立推進期】</p> <p>環境の整った地域から順次設置</p> <p>モデル設置 拡大など</p>
 <p>地域協議会と自治会等が連携したまちづくり推進組織(住民自治組織)の育成</p>			
地域担当職員の配置	<p>【検討・導入期】</p> <p>人的支援の検討、実施</p> <p>現体制による支援</p> <p>・組織整備</p> <p>・担当職員配置</p>	<p>【確立期】</p> <p>体制確立と住民自治組織設立支援の実行</p> <p>・課長級をリーダーとするチーム体制の構築</p> <p>・役割の明確化</p>	<p>【定着期】</p> <p>住民自治組織の運営支援</p>
 <p>行政による地域課題の共有、協働のまちづくり支援</p>			
地域予算の確立	<p>【拡充期】</p> <p>地域自治センター予算として</p> <p>・直接要求範囲の整理、拡大</p> <p>・枠予算の拡充</p>	<p>【交付金転換期】</p> <p>地域づくり交付金分の制度設計、切り分け</p>	<p>【確立・定着期】</p> <p>交付金の確立</p> <p>センター所管分のスリム化</p>
 <p>地域が主体的に地域課題に取り組める財政環境の整備</p>			

当面の取組方針

1 新たな住民自治組織の設置に向けて

(1) 「地域経営会議」の設置

地域協議会の課題

地域協議会は、行政と市民活動とのインターフェイスの役割を担っていますが、市の附属機関であるため、地域住民・団体に対して提言するなどの役割に乏しく、また自ら実働組織となる機能も有していないため、地域課題の解決や地域づくりに関する貴重な調査・検討結果が活かし切れない面もあります。

「地域経営会議設置」の意義

こうした課題の解消を図るとともに、地域の自主性・自立性を更に高めていただくよう、地域協議会、自治会をはじめ、様々な地域活動団体等と行政（地域自治センター等）とによって構成とする「地域経営会議」を設けることとします。

「地域経営会議」の主な役割・内容

住民自治組織の設置に当たっては、まず、地域で活動している様々な団体と市が、地域の現状や課題などを共有し、一体となって、これからの地域づくりや住民自治組織のあり方などについて話し合う場が必要と考えます。

具体的には、地域活動団体が掘り起こした地域課題を解決策や「地域まちづくり方針」を具現化するための「地域まちづくり計画」の策定やその実施主体、予算などについて協議していただく中で、住民自治組織のあり方についても検討いただくことを主な役割とします。

< 主な役割 >

- ・ 地域経営や地域づくりに関する基本方針の確認
- ・ 新たな住民自治組織の設置に向けた検討及び推進
- ・ 地域振興事業基金（持寄分基金）の活用方針の検討
- ・ 地域協議会が行う調査研究・提言事業の実施主体や具体化方策などの協議

< 地域協議会の主な任務等 >

市長等の求めに応じて審議を行う。また、市長等に対して自ら意見を述べることができる。

以下の重要事項の決定・変更に関して意見を述べる。

- 1 新市建設計画に関する事項（諮問）
- 2 総合計画の基本構想及び基本計画に関する事項（諮問）
- 3 合併協定書の合意事項
- 4 重要な公共施設の設置又は廃止に関する事項
- 5 地域振興事業基金の活用に関する事項
- 6 その他特に必要と認める事項

住民自治の推進や住民と行政との協働によるまちづくりについて調査研究を行う。

< 地域自治センターと地域協議会の構成 >

地域自治センター		所管地域協議会	公民館
上田地域自治センター	市民参加・協働推進課 地域振興政策幹	上田中央地域協議会	中央公民館
		上田西部地域協議会	西部公民館
		上田城南地域協議会	城南公民館
	豊殿地域自治センター 地域振興政策幹	神科・豊殿地域協議会	上野が丘公民館
	塩田地域自治センター 地域振興政策幹	塩田地域協議会	塩田公民館
	川西地域自治センター 地域振興政策幹	川西地域協議会	川西公民館
丸子地域自治センター		丸子地域協議会	丸子公民館
真田地域自治センター		真田地域協議会	真田中央公民館
武石地域自治センター		武石地域協議会	武石公民館

2 市の組織体制及び地域担当職員制の検討

現組織体制を基本とした地域経営機能の発揮

地域自治センターにおいては、センター長（・次長）を中心に、協働のまちづくりや住民自治の一層の推進に努めます。

また、市民参加・協働推進課においては、所管地域における業務とともに、全市調整の役割を担います。

組織改正等

「地域経営会議」の進捗状況等を見ながら、本庁及び地域自治センターの組織体制の整備、及び地域担当職員制の導入について検討を進めます。

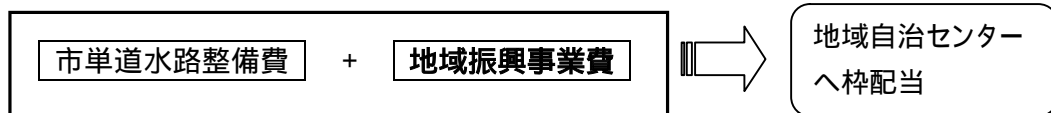
また、現行5課体制共通である丸子・真田・武石地域センター組織についても、地域の特性に応じた見直しに順次取り組みます。

3 地域予算の拡充等

(1) 「わがまち魅力アップ応援事業」の拡充

地域住民の自主的・主体的な取組を積極的に支援する地域予算として大きな成果を上げていますが、地域経営会議を構成する団体が実施する地域課題の解決等に向けた事業にも対応できるよう、補助メニューの一本化や補助限度額の引き上げ、補助期間の延長のほか、複数回の実施を可能とするなど、地域の要望を踏まえ、平成25年度から制度の更なる充実を図ることとしました。

(2) 枠予算



市単道水路整備費

土木関連及び土地改良に係る単独枠予算については、現在の取扱いを継続し、本庁所管課から地域自治センター担当課への再配当により、施工箇所等の決定を自治センター裁量に委ねることとします。

地域振興事業費（枠配分）

地域まちづくり方針の事業化、地域課題の掘起しや解決、調査研究など、地域が主体的に地域づくりを促進できるよう、地域自治センター長の裁量により活用する枠予算（1地域協議会当たり150万円×9地域）を、各地域自治センターへ配分しました。

(3) 地域振興対策費（持寄基金分）

地域まちづくり方針や地域協議会提言事業の実現に向け、前述の「地域経営会議」において実施主体や実施方法等について協議し、地域自治センターから持寄分基金を活用した地域づくり提案事業として予算要求につなげるなど、同会議において事業具体化の方向付けを行うことで着実な実現を目指します